

○中小企業等協同組合法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・保険業法等の一部を改正する法律（平成二六・五・三〇）法四
五 附則四條（平成二八・五・二九施行）

（保険業法等の準用）

第九條の七の五①（保険業法第二百七十五條第一項第二号及び第二項（保険募集の制限）の規定は其共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合（以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。）の共済契約の募集について、同法第二百八十三條（所屬保險会社等及び保險募集再委託者の賠償責任の規定は其共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために其共済契約の締結の代理を行つた者であつて、当該組合の役員及び使用人ではないものを含む。）を以下同じ）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う協同組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四條（顧客に関する説明の規定は其共済契約の募集を行う共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五條（自己契約の禁止）の規定は其共済代理店について、同法第二百九十九條（保險契約の締結又は保險募集に関する禁止行為）の規定は其共済事業を行う協同組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五五條（立入検査等）第三百六六條（業務改善命令）及び第三百七一條第一項第一号（登録の取消し等）の規定は其共済代理店について、同法第三百九六條（保險契約の申込みの撤回等）の規定は其共済事業を行う協同組合に対し其共済契約の申込みをした者又は其共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回及び解除について、同法第三百九十一條（検査職員の証書の携帯及び提出等）の規定はこの項において準用する同法第三百五五條の規定によるもの、質問又は検査を准用する職員について、それぞれ規定する。）の場合において、同法第二百七十五條第一項第二号、第二百九十四條第三号、第二百九十五條第二項、第三百零二條第一項第七号及び第九号並びに第三百九十九條第一項第一号、第二項、第五項及び第六項（内閣府令によるものは「主務省令」と、同法第二百七十五條第一項第二号中「損害保險会社、外國損害保險会社等を含む。以下この編において同じ）」あるのは、其共済事業を行う協同組合と、次條の登録を受けた損害保險代理店とあるのは、中小企業等協同組合法第百六條の三第一号の届出がなされた共済代理店と、損害保險代理店であるのは、其共済代理店である」と、同條第二項中「次条又は第一百八六條の登録を

受けて」とあるのは、中小企業等協同組合法第百六條の三第一号の届出を行つて」と、同法第二百九十九條第一項中「次条に規定する特定保險契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第百零二條（第二百七十二條の十三）項において準用する場合を含む）第三百零二條において同じ）」に規定する特定関係者及び第百九十四條に規定する特殊関係者のうち、当該保險会社等又は外國保險会社等を子会社とする保險持株会社及び少額短期保險持株会社（以下この条及び第三百零二條の二において「保險持株会社等」という。）、当該保險持株会社等の子会社（保險会社等及び外國保險会社等を除く）並びに保險を行う者以外の者をいう」とあるのは「子会社等（中小企業等協同組合法第六十一條の二第二項に規定する子会社等）を含む」と、同條第二項中「第四條第二項各号、第百八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は中小企業等協同組合法第九條の六の二第一項に規定する其共済規程若しくは同法第九條の七の二第二項に規定する火災共済規程と、同法第三百五五條及び第三百六六條中「内閣總理大臣」とあるのは「行政官」と、同法第三百七一條第一項中「内閣總理大臣」とあるのは「行政官」と、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六條若しくは第百八十六條の登録を取り消し又はとあるのは「第三号に該当するときは」と、業務の全部若しくは一部」とあるのは「其共済契約の募集」と読み替へるものとする。

②（略）

第二二條の七（莊書略）

一（略）
二 第九條の七の五第一項（第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保險業法第三百零二條第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者
三（略）

第二四條の七（共済代理店が、第九條の七の五第一項（第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保險業法第三百五五條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第九條の七の五第一項において準用する同法第三百六六條若しくは第三百七一條の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。）

（第九條の七の五第一項（第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保險業法第三百五五條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第九條の七の五第一項において準用する同法第三百六六條若しくは第三百七一條の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。）